

○焼津市文化会館条例 平成 20 年 10 月 7 日条例第 69 号  
改正 平成 25 年 12 月 25 日条例第 40 号

焼津市文化会館条例

焼津市文化センター条例（昭和 60 年焼津市条例第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、文化会館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第 2 条 市民の芸術文化の振興を図るとともに福祉の増進に寄与することを目的として、本市に文化会館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
焼津市焼津文化会館	焼津市三ヶ名 1550 番地
焼津市大井川文化会館	焼津市宗高 888 番地

2 共同又は連結して建物及び設備を構成する焼津市焼津文化会館、焼津市立焼津図書館、焼津小泉八雲記念館及び焼津市歴史民俗資料館を焼津市文化センターと称する。

（事業）

第 3 条 文化会館は、次に掲げる事業を行う。

- （1）文化会館の施設を市民の利用に供すること。
- （2）芸術文化に関する事業を企画し、及び実施すること。
- （3）その他前条第 1 項に規定する目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第 4 条 文化会館の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただし、指定管理者（第 16 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、これを変更することができる。

（休館日）

第 5 条 文化会館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- （1）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日）
- （2）12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

（使用の許可）

第 6 条 文化会館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付すことができる。

（入館及び使用の制限）

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化会館への入館を拒否

し、又は使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他その使用が不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、焼津市焼津文化会館にあっては別表第1、焼津市大井川文化会館にあっては別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を別表第3に定めるところにより還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用することができないとき。
- (2) 使用者が使用前に使用許可の取消し又は変更を申し出て、指定管理者がこれを承認したとき。

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、若しくは制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が第7条各号のいずれかに該当し、又は該当していることが明らかになったとき。
- (4) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備)

第13条 使用者は、文化会館を使用するため特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、文化会館の使用を終了したとき、又は第11条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに自己の負担により施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 使用者は、文化会館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第 16 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、文化会館の管理は、市が指定する指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 17 条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 使用の許可及び使用料の收受に関する業務

(3) 施設の維持及び管理に関する業務

(4) その他委員会が必要と認める業務

(指定の取消し等の場合における措置)

第 18 条 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことその他の事由により委員会が臨時に管理を行う場合においては、この条例中指定管理者に関する規定は、公の施設の管理に関し地方自治法その他の法令の定めるところに従い、市長又は委員会に関する規定として市長又は委員会に適用があるものとする。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の焼津市文化センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為(焼津市焼津文化会館に係るものに限る。)は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

3 施行日前に大井川町文化会館条例(平成 3 年大井川町条例第 9 号。以下「編入前の大井川町条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

4 施行日前に編入前の大井川町条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、編入前の大井川町条例の規定の例による。

5 焼津市大井川文化会館の管理については、施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条から第 19 条までの規定にかかわらず、編入前の大井川町条例第 3 条から第 16 条までの規定の例による。

6 施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における焼津市焼津文化会館小ホールの音響装置の使用に係る使用料の額については、別表第 1、3 焼津市焼津文化会館附属設備及び

備品使用料の表音響設備の部音響装置の項中「4,200 円」とあるのは「2,100 円」とする。

別表第 1（第 8 条関係）

1 焼津市焼津文化会館ホール等使用料

施設名	収容定員等	使用日の曜日等	使用時間			摘要
			(9:00～12:00)	(13:00～17:00)	(18:00～21:30)	
大ホール	1,310 人	平日	円 16,540	円 30,340	円 38,620	
		土曜日、日曜日及び休日	19,300	35,860	46,900	
小ホール	600 人	平日	8,270	13,780	19,300	
		土曜日、日曜日及び休日	9,640	16,540	23,440	
展示室	186 m <sup>2</sup>		2,200	4,410	5,510	荷解室及び主催者控室を含む。
第1会議室	60 人		1,220	2,330	2,890	
第2会議室	60 人		1,220	2,330	2,890	ステージ付き
第1和室	27 畳		810	1,360	1,630	ステージあり
第2和室	27 畳		810	1,360	1,630	
第3和室	36 畳		950	1,770	2,330	床間付き
茶室	4.5 畳		950	950	950	床間付き
リハーサル室	36 人		1,360	2,740	3,430	ピアノあり
第1練習室	60 人		2,740	4,810	6,190	防音及びピアノあり
第2練習室	18 人		810	1,360	1,630	防音
大 ホ	第1楽屋	4人	270	540	660	和室
	第2楽屋	4人	270	540	660	

ル	第3楽屋	6人		390	810	1,090	
	第4楽屋	12人		660	1,090	1,360	
	第5楽屋	12人		660	1,090	1,360	
小 ホ ル	第1楽屋	6人		270	540	660	
	第2楽屋	6人		270	540	660	
	第3楽屋	6人		540	810	1,090	
楽屋事務室				660	660	660	
第1浴室				810	810	810	
第2浴室				810	810	810	

#### 備考

- 1 「午前・午後使用」は9時から17時まで、「午後・夜間使用」は13時から21時30分まで、「全日使用」は9時から21時30分までの使用時間とし、その使用料は、各使用時間の区分の額の合計額とする。
- 2 ホールの舞台のみを使用する場合の額は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 3 展示室を2日以上連続して使用する場合において、展示を公開しない時間帯に係る額は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 4 使用時間の区分以外の時間又は使用許可時間を超過する時間に係る額は、30分につき、使用時間の区分（午前・午後使用及び全日使用の場合における9時以前の使用については午前の使用時間の区分とし、午後・夜間使用及び全日使用の場合における21時30分以後の使用については夜間の使用時間の区分とする。）の額の20パーセントに相当する額とする。この場合において、30分未満の端数は、15分以上をもって30分とみなす。
- 5 使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、次に掲げる入場料又はこれに類するものの入場者1人当たりの徴収額の最高額の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。
  - (1) 1,000円以下のとき この表に定める額の50パーセント（商業宣伝、営業又はこれらに類する目的の場合は、100パーセント）に相当する額
  - (2) 1,000円を超え3,000円以下のとき この表に定める額の100パーセントに相当する額
  - (3) 3,000円を超えるとき この表に定める額の150パーセントに相当する額
- 6 使用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合は、この表に定める額の100パーセントに相当する額を加算する。
- 7 焼津市民以外の者が使用するときは、この表に定める額の50パーセントに相当する額を加算する。

8 使用料の額に10円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。

2 焼津市焼津文化会館冷暖房使用料

大ホール	1時間につき 3,850円
小ホール	1時間につき 1,760円

備考 1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。

3 焼津市焼津文化会館附属設備及び備品使用料

分類	名称		単位	使用料			摘要
	種類又は品目			大ホール	小ホール	会議室等	
楽器	ピアノ（フルコン外国製）		1台	円 10,800	円	円	調律料を含まない。
	ピアノ（フルコン国産）		1台	5,400	5,400		調律料を含まない。
	ピアノ（セミコンサート）		1台		3,240		調律料を含まない。
	ピアノ（アップライト）		1台			1,080	調律料を含まない。
	大太鼓		1式	540	540		
	平太鼓		1式	320	320		
舞台設備	オーケストラピット		1式	5,400			
	前迫り		1式		3,240		
	所作台		1式	10,800			
	音響反射板		1式	5,400	2,160		
	平台		1台	160	160	160	箱足を含む。
	松（竹）羽目		1式	1,080			
	毛せん		1枚	216	216	216	
	長座布団		1枚	108	108		
	金屏風（びょうぶ）		1双	1,080	1,080	1,080	
	地絣（かすり）		1枚	1,080	1,080		
	紗（しゃ）幕		1枚	1,080	1,080		
	紅白幕		1枚	540	540		
	浅黄幕		1枚	540	540		

	上敷	1 枚	320	320	320	
	指揮者台（小）	1 台	320	320		指揮者用譜面台を含む。
	指揮者台（大）	1 台	640	640		指揮者用譜面台を含む。
	譜面台	1 台	54	54		折り畳み
	譜面台	1 台	108	108		固定
	譜面灯	1 台	54	54		
	コントラバス 用いす	1 台	108	108		指揮者用譜面台を含む。
	演台	1 式	320	320	320	花台を含む。
	司会者台	1 台	108	108	108	
	花道所作台	1 式	1,080			
	ひな段用け込み	1 式	216	216	216	
	鳥屋囲	1 式	1,080			
	めくり台	1 台	108	108		
	雪かご	1 式	108	108		雪を含まない。
	小迫り	1 式	2,160			
照明 設備	プロセニアム サスペンション ライト	1 台	1,080	1,080		1 k w × 8 台
	第 1 ボーダー ライト	1 列	1,080	1,080		200W × 63 灯
	第 2 ボーダー ライト	1 列	1,080			大ホール 200W × 90 灯 小ホール 200W × 63 灯
	第 3 ボーダー ライト	1 列	216	216		200W × 90 灯
	サスペンショ ンライト	1 台	2,160	1,080		1 k w スポットライト
	サスペンショ ンライト	1 台	750			2 k w スポットライト
	アッパーホリ ゾンライト	1 列	860	640		大ホール 500W × 132 灯 小ホール 300W × 56 灯
	中ホリゾン トライト	1 列	750			300W × 64 灯
	ローアホリゾ ンライト	1 列	860	640		大ホール 300W × 72 灯 小ホール 300W × 52 灯

フットライト	1列	640	430		大ホール 60W×96 灯 小ホール 60W×60 灯
花道フットライト	1列	430			60W×72 灯
反射板ライト	1式	1,080	860		大ホール 300W×46 台 小ホール 300W×35 台
トーメンタルライト	1台	216			1 k w × 12 台
ピンスポットライト	1台	2,160	1,080		大ホール 2 k w クセノン 小ホール 1 k w クセノン
サイドフロントライト	1台	216	216		大ホール 1 k w × 48 台 小ホール 1 k w × 24 台
第1シーリングライト	1台	216	216		大ホール 1 k w × 30 台 小ホール 1 k w × 24 台
第2シーリングライト	1台	320	320		大ホール 1.5 k w × 16 台 小ホール 1.5 k w × 14 台
ライトタワー	1台	216			1 k w × 16 台
ギャラリースポットライト	1台	320	320		1 k w
ギャラリースポットライト	1台	216	216		2 k w
スポットライト	1台	108	108		1.5 k w
スポットライト	1台	540	540		1 k w
スポットライト	1台	540	540		500W
スパイラルマシン	1台	540	540		
フィルムマシン	1台	216	216		
ディスクマシン	1台	540	540		
スライドキャリヤマスク	1台	540	540		
カレードマシン	1台	540	540		
プリズムマシン	1台	108	108		
フリッカーマシン	1台	525	525		
先玉	1台	105	105		

	マルチストロボ	1台	540	540		
	ミラーボール	1台	860	860		
	エフェクトマシン	1式	860	860		
	エリスポットライト	1台	860	860		
	波マシン	1台	860	860		
	星球	1式	860	860		
	オーロラマシン	1台	860	860		
	スタンド	1台	54	54		
	I T O		216	216		
	パーライト		320	320		
	ソースフォー		320	320		
音響 設備	音響装置	1式	6,480	4,320	1,080	マイク2本付
	ワイヤレスアンプ	1式	1,080	1,080	1,080	マイク2本付
	跳ね返りスピーカー	1台	1,080	1,080		
	マイクロホン (コンデンサー)	1本	750	750		
	マイクロホン (ダイナミック)	1本	540	540		
	マイクロホン (エレベーター)	1式	1,080			
	マイクロホン (ワイヤレス)	1チャンネル	1,080	1,080		
	マイクロホン (つりマイク)	1式	1,080	1,080		
	DATレコーダー	1台	1,080	1,080		
	MDレコーダー	1台	1,080	1,080		
	カセットテープレコーダー	1台	1,080	1,080		
	マイクスタンド	1本	54	54		

	ステージスピーカー	1組	1,080	1,080		
	移動用スピーカー	1台	1,080	1,080		
	エコーマシン	1台	540	540		
	CDプレーヤー	1台	1,080	1,080		
	ビデオデッキ	1台	1,080	1,080	1,080	
	ミキサー (32ch)	1台	2,160	2,160		
	ミキサー (24ch)	1台	1,620	1,620		
	ミキサー (16ch)	1台	1,080	1,080		
	ミキサー (8ch)	1台	540	540		
	ダイレクトボックス	1台	540	540		
	デジタルレコーダー	1台	1,080	1,080		
	吊りマイク装置	1台	540	540		
	CDラジカセ	1台	320	320	320	
映写 設備	スクリーン	1枚	1,620	1,080	540	
	映写機 (35m/m)	1式	5,400			スクリーンを含む。
	テレビ	1台	1,080	1,080	1,080	
	DVD (ブルーレイ) プレーヤー	1台	1,080	1,080	1,080	
	液晶プロジェクター	1式	3,240	3,240	1,620	
その他	持込電気使用器具	1個	160	160	160	1kw以内
	和室可動舞台	1式			1,080	
	展示パネル	1枚	108	108	108	
	展示スポット	1個		54	54	

備考

- この表に定める額は、「1 焼津市焼津文化会館ホール等使用料」の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分当たりの額とする。

2 使用料の算定については、「1 焼津市焼津文化会館ホール等使用料」の表の備考1及び8の例による。

3 この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の使用料の額は、類似する附属設備又は備品の使用料の額に準じて算定した額とする。

別表第2（第8条関係）

1 焼津市大井川文化会館ホール等使用料

施設名	収容定員	使用日の曜日等	使用時間		
			(9時～12時)	(13時～17時)	(18時～21時30分)
ホール	1,050人	平日	円 10,800	円 19,440	円 24,840
		土曜日、日曜日及び休日	12,960	23,760	30,240
楽屋事務室	4人		216	320	430
楽屋（小）	4人		216	320	430
楽屋（中）	18人		430	640	860
リハーサル室	102人		1,720	2,160	4,100
体感ルーム	40人		860	1,080	2,050
2階会議室	10人		216	320	430

備考

1 ホールの1階席のみを使用する場合の額は、この表に定める額の80パーセントに相当する額とする。

2 ホールの舞台のみを使用する場合の額は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。

3 冷暖房設備を使用する場合の額は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。

4 使用時間の区分以外の時間又は使用許可時間を超過する時間に係る額については、別表第1「1 焼津市焼津文化会館ホール等使用料」の表の備考4の例による。

5 使用料の算定については、別表第1「1 焼津市焼津文化会館ホール等使用料」の表の備考1及び5から8までの例による。

2 焼津市大井川文化会館附属設備及び備品使用料

名称		単位	使用料	摘要
分類	種類又は品目			
舞台 設備	所作台	1 式	10,800 円	化粧框（かまち）含む。
	平台	1 台	160	
	金屏風（びょうぶ）	1 双	1,080	
	演台	1 式	540	花台付き 3 点セット
	司会者台	1 台	216	
	ひな段用け込み	1 式	216	
	指揮者台	1 台	320	指揮者用譜面台含む。
	譜面台	1 台	54	
	コントラバス用いす	1 脚	108	
	めくり台	1 台	108	
	地絣（かすり）・紗（しゃ）幕	1 枚	1,080	地絣（かすり）（黒・グレー）、 紗（しゃ）幕（黒）
	絣（ひ）毛仙	1 枚	216	
	長座布団	1 枚	108	
	高座用座布団	1 枚	108	
	上敷	1 枚	216	
	つり看板（ステージ用）	1 枚	216	
	立看板	1 枚	108	
	音響反射板	1 式	6,480	天井反射板照明含む。
	スモークマシン	1 式	1,620	オイル含む。
照明 設備	ボーダーライト	1 列	1,080	150Wハロゲン 81 灯
	サスペンションライト	1 台	216	1 k w 平凸 8 台、1 k w フレネル 16 台
	アッパーホリゾンライト	1 列	2,160	500Wフラッド×132 灯
	ロアーホリゾンライト	1 列	860	300W×72 灯
	フットライト	1 列	640	85W×72 灯
	花道フットライト	1 組	430	60W×72 灯
	トーメンタルライト	1 台	216	1 k w 平凸×4 台×2
	ピンスポットライト	1 台	1,080	1 k w クセノン
	フロントサイドライト	1 台	216	1 k w 平凸×16 台×2
	シーリングライト	1 台	320	1.5 k w 平凸×24 台
	スポットライト	1 台	216	1 k w
	スポットライト	1 台	108	500W

	エフェクトマシン	1台	320	
	I T O・ソースフォー	1台	160	
	エフェクトスポットライト	1台	320	
	先玉	1台	108	4寸、6寸、8寸
	スタンド	1台	54	
	マルチストロボ	1台	540	250Wシンクロタイプ
	ミラーボール	1台	860	
	星球	1式	540	
音響 設備	音響調整卓	1式	3,240	
	移動用スピーカー	1台	1,080	
	電池	1本	108	
	マイクロフォン（コンデンサー型）	1本	750	電池別 2本
	マイクロフォン（ダイナミック型）	1本	540	(A) 6本、(B) 6本、(C) 2本
	マイクロフォン（ワイヤレス型）	1本	1,080	電池別 ハンド型6本、 タイピン型6本
	3点つり装置	1式	1,080	
	マイクスタンド	1本	54	
	移動用ミキサー	1台	1,080	
	カセットテープレコーダー	1台	1,080	ダブルカセット
	C Dプレーヤー	1台	1,080	
	M Dレコーダー	1台	1,080	
	ビデオテープレコーダー	1台	1,080	
	レーザーディスクプレーヤー	1台	1,080	
	D V Dプレーヤー	1台	1,080	
楽器	ピアノ（スタインウェイ）	1台	10,800	調律料を含まない。
	ピアノ（ヤマハCFⅢ・カワイ）	1台	5,400	調律料を含まない。
	ピアノ（ヤマハC3）	1台	2,700	調律料を含まない。
	アップライトピアノ	1台	1,080	調律料を含まない。
映写 設備	スクリーン（大）	1枚	1,080	ホール
	スクリーン（小）	1枚	540	体感ルーム
	16mm映写機	1式	2,160	
	35mm映写機	1式	5,400	
その他	持込電気使用器具	1KWごと	108	

備考

- 1 この表に定める額は、「1 焼津市大井川文化会館ホール等使用料」の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分当たりの額とする。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の使用料の額は、類似する附属設備又は備品の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 3 使用料の算定については、別表第1「1 焼津市焼津文化会館ホール等使用料」の表の備考1及び8の例による。

別表第3（第10条関係）

還付することができる場合		還付する額	
使用者が自己の責めによらない理由で使用することができないとき。		全額	
使用者が使用許可の取消し又は変更を申し出て承認されたとき。	ホール(舞台のみを使用する場合を含む。)及び展示室	使用日前30日まで	全額
		使用日前15日まで	半額
	上記以外	使用日前10日まで	全額
		使用日前5日まで	半額